

# 市県民税の申告と 所得税の確定申告

## 問い合わせ先

- 市県民税の申告に関すること：入間市役所市民税課  
☎2964 - 1111（内線2114～2116）
- 所得税の確定申告に関すること：所沢税務署  
☎04 - 2993 - 9111（自動音声案内）

申告期限  
令和5年  
**3月15日**

申告期限を過ぎてしまうと、次のような影響があります。

- ・申告内容の反映が当初の課税計算に間に合わず、年度の途中で税額が変更となる場合があります。
- ・令和5年度課税（非課税・所得）証明書の発行開始日が遅れる場合があります。

## 市県民税・所得税申告受付日程

申告受付は、各地区1会場です

とき	ところ（対象地区）
2月16日(休)	東金子公民館（東金子地区）
2月17日(金)	金子公民館（金子地区）
2月20日(月)	藤沢公民館（上藤沢・下藤沢地区）
2月21日(火)	藤沢公民館（東藤沢・下藤沢地区）
2月22日(水)	西武公民館（西武地区）
2月24日(金)	二本木公民館（宮寺・二本木地区）
2月27日(月) ～3月15日(水) (土・日曜日を除く)	市役所4階大会議室 (全地区)
3月5日(日)	

受付時間 9:00～14:00

※申告期間中は、各会場の駐車場が大変混み合いますので、来場の際には、公共交通機関をご利用ください

※所得税の確定申告は、e-Tax・スマホ等の電子申告にご協力ください（詳細は3ページへ）

## 市の会場で申告できるもの

- ①市県民税の申告
  - ②所得税の確定申告のうち、次の全ての要件を満たすもの
    - ◇令和4年分の申告
    - ◇営業等所得、農業所得、不動産所得、総合譲渡所得（ゴルフ会員権等）、雑所得（必要経費を計算するもの）がない
    - ◇土地、建物、株式の譲渡、先物取引等の分離課税による所得がない
    - ◇所得税の住宅借入金等特別控除等の住宅関連の税額控除や雑損控除を受けない
- ※市の会場で申告できないものは、所沢税務署へ申告書を提出してください

### 感染症拡大防止のために

- 感染症拡大および会場の混雑状況等により、申告の受付体制が変更・中止となる場合があります
- マスクの着用、入退場時の手指の消毒、事前の検温、黙列にご協力ください
- 受付開始時間前に会場の前に並ぶことや、発熱（37.5度以上）がある方の入場はお控えください

## 市県民税申告書について

市県民税申告書は、昨年度に市県民税の申告を行っていただいた方を主対象とし、令和5年2月1日(水)に発送予定です。申告書の送付対象でない方で、申告書の送付をご希望の方は市民税課までお問い合わせください。

**郵送による申告にご協力ください！ 送付先 〒358-8511 入間市役所 市民税課**

年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方、前年中に所得がなかった方は、会場混雑緩和のために、郵送による申告にご協力ください。添付された資料（源泉徴収票、各種保険料控除証明書等）は返却できませんので、原本が必要な方は写しを提出してください。



# 申告が必要かご確認ください

## 所得税の確定申告が必要な方

令和4年中に次の①～⑤に該当する方は所得税の確定申告が必要です。

- ①事業所得（営業等・農業）・不動産所得がある方
- ②給与所得がある次の方
  - ・年の途中で就職・退職したなどで年末調整を受けていない
  - ・年収が2,000万円を超える
  - ・給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える（給与所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です）
  - ・2カ所以上から給与収入があり、年末調整されなかった給与の収入金額が20万円を超える
- ③雑所得（公的年金等の収入）がある次の方
  - ・公的年金等の収入が400万円を超える
  - ・公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円を超える
  - ・収入は公的年金のみであり、控除が源泉徴収票の記載内容以外にもある
- ④業務に係る雑所得、その他雑所得、配当、土地・建物および株式の譲渡、一時所得等がある方
- ⑤所得税が課税される方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除等の各種控除を受けたい方

問い合わせ 所沢税務署（自動音声案内）  
☎04-2993-9111

## 市県民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、市内に住所がある方は、市県民税の申告が必要です。市から「市県民税申告書」が送付されなかった方でも申告は必要です。申告は、各種保険料・税の算定基準となります。

次のいずれかに該当する方は、市県民税の申告をする必要がありません。

- ①所得税の確定申告をする方
  - ②給与収入のみで、次の全てに該当する方
    - ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている（勤務先が複数の場合、全ての勤務先からの提出が必要。提出の有無の問合せは勤務先へ）
    - ・控除は源泉徴収票の記載内容以外ない
  - ③公的年金等の収入のみで次の範囲の方
    - ・昭和33年1月1日以前生まれで151.5万円以下
    - ・昭和33年1月2日以後生まれで101.5万円以下
    - ・控除は源泉徴収票の記載内容以外ない
  - ④令和5年1月1日現在で市内に居住している方の税法上の扶養となっている方
  - ⑤所得がない又は一定額以下のため市県民税が課税されない方（非課税・所得証明書が必要な方は申告が必要です）
- ※④・⑤に該当しても国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金保険料の免除申請、各種福祉手当の受給の判定等に関し、申告が必要な場合があります

問い合わせ 入間市役所 市民税課  
☎2964-1111（内線 2114～2116）

### 忘れずに記入してください！ 確定申告書第2表 住民税に関する事項について

- ふるさと寄附金控除を申告される方は、下図①へ寄附金額（全額）を記入してください。
- 給与・公的年金等以外の所得がある方は下図②のどちらかの徴収方法へ○を記入してください。選択がない場合は特別徴収となります。
- 特定配当等・株式等譲渡所得の全部の申告不要を選択する方は、下図③へ○を記入してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特別配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	③	②	①	円	円	円

# 所得税の確定申告

◇問合せ・申告書の送付先 所沢税務署

〒359-8601 所沢市並木1の7 ☎04-2993-9111 (自動音声案内)

## 確定申告は、e-Tax・スマホ申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、確定申告会場に出向かなくてもマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、印刷して郵送で税務署に提出することもできます。

感染症拡大防止のために、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

確定申告書等作成コーナー



スマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影し、自動入力できます!



年末調整済で医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除の申告をする方・  
2か所以上の給与所得がある方は  
スマホ申告が便利です!!

## 所沢税務署での令和4年分の確定申告の相談

**と き** 1月23日(月)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)、2月19日・26日(日)

受付8:30～16:00 ※16:00前であっても、相談受付を終了する場合があります。

**注 意** ①スマホをお持ちの方は、申告会場で基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

②マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードと暗証番号をお持ちください。

③会場への入場には「入場整理券」(当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得)が必要です。

④入場の際に検温を実施します。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

⑤マスクを必ず着用し、少人数でお越しください。



国税庁ホームページ▲

## 税理士会からお知らせ 税理士による無料電話相談

令和4年中の収入が600万円以下で下記に該当する方の確定申告に関する電話相談を無料で行います。

①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けようとする方 ③年の途中で退職または就職して年末調整をしていない方

**と き** 2月1日(水)～15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)

**ところ** 各税理士事務所 (予約時にご確認ください)

**申 込** 1月23日(月)から平日10:00～12:00、14:00～16:00に、電話により関東信越税理士会  
所沢支部事務局 ☎04-2993-0822

市の会場で  
申告をする方は

# 忘れ物がないか、持ち物をチェック！

※受付整理券は、必要書類がすべてそろっている方へお渡しします

持ち物(すべて令和4年分の資料)		備考
収入がわかる資料	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票	【給与の源泉徴収票発行・問い合わせは勤務先へ】 【年金の源泉徴収票発行・問い合わせは日本年金機構などの支払元へ】 →ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165) 給与・年金の支払いを数力所から受けている場合、 <b>すべての源泉徴収票</b> が必要です(給与の場合、年末調整済のものも含めて必要です)
	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の収入の証明書等	【発行・問い合わせは支払元へ】 個人年金や報酬等、市役所で申告できる収入がある方(支払証明書等)
各種控除がわかる資料(該当の控除を受ける方のみ)	<input type="checkbox"/> 配偶者・被扶養者の所得金額がわかる資料	【発行・問い合わせは支払元へ】 控除対象者とする方の令和4年分の収入・所得が分かるもの(源泉徴収票等)
	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書	【領収書または納付額のお知らせの発行・問い合わせは加入先へ】 入間市の納付額のお知らせは、令和5年1月中に送付します 国民健康保険税・介護保険料の納付額 → 収税課収納管理担当(内線2121~2123) 後期高齢者医療保険料の納付額 → 国保医療課後期高齢者医療担当(内線1256~1258)
	<input type="checkbox"/> 生命・地震保険料控除証明書	【発行・問い合わせは加入先へ】
	<input type="checkbox"/> 障害者控除がわかる資料	障害者手帳 → 障害者支援課障害援護担当(内線1334~1338) 障害者控除対象者認定書 → 介護保険課介護保険担当(内線1344~1346)
	<input type="checkbox"/> 寄附金控除がわかる資料	【発行・問い合わせは寄附先へ】 寄附金の領収書等 ※ワンストップ特例制度を申請している方でも、申告する場合は計算に含める必要があります
	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書	下記参照 <b>※必ずご自宅で作成のうえ、お持ちください</b>
<input type="checkbox"/> 申告書(ない場合不要)		市県民税申告書または確定申告書
<input type="checkbox"/> □座がわかる資料		申告者本人名義の通帳またはキャッシュカード等
<input type="checkbox"/> マイナンバーがわかる資料		マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等) ※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用可
<input type="checkbox"/> 筆記用具		黒のボールペン等 <b>※感染症拡大防止のため、筆記用具をお持ちください</b>

## 医療費控除の明細書について

医療費控除を申告する際は、必ず『医療費控除の明細書』を提出する必要があります。**必ずご自宅で作成のうえ、お持ちください。**

**〈記入例〉**

**令和4年分 医療費控除の明細書**

住 所 入間市豊岡1丁目16番1号 メゾン茶苗102 氏 名 入間 一郎

2 医療費(上記1以外)の明細 〔領収書1枚〕ごとではなく、〔医療を受けた方〕・〔病院等〕ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
入間 一郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000 円	
	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	50,000 円	
入間 花子	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	20,000 円	10,000 円
2の合計			85,000 円	10,000 円
医療費の合計			A 85,000 円	B 10,000 円

医療費控除の明細書とは、医師等に支払った診療代や治療代、購入した医薬品の支払額を、領収書に基づき**個人ごとの病院別にまとめ、年間の合計支払金額を計算して記入した**ものです。  
※国税庁ホームページから医療費控除明細書がダウンロードできます

医療費の支払いの際に、保険金等で補てんされる金額がある場合は、その金額も記入してください。  
※補てんされる金額が未確定の方は、保険会社等に補てん見込み額の確認をしてから申告にお越しください

合計金額を計算し、記入してください